

3. 総務省

- 01 「緑の分権改革」の推進
- 02 地域文化デジタル化事業
- 03 定住自立圏構想の推進
- 04 アドバイザー（外部専門家）招へい事業
- 05 地域力創造のための起業者定住促進モデル事業
- 06 地域おこし協力隊事業
- 07 過疎地域等自立活性化推進交付金
- 08 地方分権振興交付金
- 09 情報通信利用環境整備推進交付金
- 10 携帯電話等エリア整備事業
- 11 新世代通信網テストベッド(JGN-X)構築事業
- 12 テレワーク普及推進プロジェクト
- 13 地域情報化アドバイザー派遣体制の整備
- 14 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援
- 15 消防防災施設整備費補助金
- 16 緊急消防援助隊の充実強化

総務省 1

施策名	「緑の分権改革」の推進	予算額(百万円)	615
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)		
概要	「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」の構築を目指し、「緑の分権改革」を推進するため、改革のモデルとなる取組を具体化するとともに、改革の推進方を検討。		
対象者	地方公共団体		
対象事業	広域的な連携を進めている地域等を含めた地方公共団体による個別分野の改革モデルの具体化のための調査、緑の分権改革推進会議・分科会における検討及び「緑の分権改革」に関する広報・啓発を行う。		
支援内容	広域的な連携を進めている地域等を含めた地方公共団体による個別分野の改革モデルの具体化のための調査を地方公共団体に委託。		
変更のポイント	平成 21 年度・22 年度の調査・研究結果を踏まえ、改革のモデルとなる取組を具体化するとともに、改革の推進方を検討していくことにより、緑の分権改革を積極的に推進。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域政策課	TEL : 03-5253-5523 FAX : 03-5253-5587 URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html	

総務省 2

施策名	地域文化デジタル化事業	
	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)
		継続
根拠法令等	特別交付税に関する省令附則第26項第2号	
概要	「地域文化デジタル化事業」に基づくコンテンツの作成に要する経費に0.5を乗じて得た額について、特別交付税による措置を講じる。	
対象者	市町村	
対象事業	文化財等の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法)による保存及び発信等に係る事業。	
支援内容	対象事業経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額(上限額3,600万円)について、特別交付税による措置を講じる。	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール(予定でも可)	特別交付税に関する省令の規定に基づき、地方公共団体が特別交付税の額の算定に係る資料を提出。	
備考	—	
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域情報政策室	TEL : 03-5253-5525 FAX : 03-5253-5529 URL : http://www.soumu.go.jp/denshiiti/pdf/061031_1.pdf

総務省 3

施策名	定住自立圏構想の推進		予算額(百万円)	110
			区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	「新成長戦略実現2011」（平成23年1月25日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）			
概要	都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進。			
対象者	定住自立圏構想に取り組む市町村			
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「定住自立圏」地域創富力高度化調査事業 定住自立圏構想に取り組む市町村からの各定住自立圏の特性を活かした雇用創出に資する提案を受け、農林水産業の6次産業化、企業支援等の取組について圏域ごとに調査を実施。 ○地方財政措置 定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の定住自立圏構想の推進に要する経費について、特別交付税措置等の地方財政措置を実施。 			
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「定住自立圏」地域創富力高度化調査事業 定住自立圏構想に取り組む市町村を対象に調査委託事業を実施（予算額：7,000万円）。 ○地方財政措置 <ul style="list-style-type: none"> ・包括的財政措置（特別交付税）（中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定し、特別交付税措置） ・外部人材の活用に対する財政措置（1市町村あたり3年間、700万円上限に特別交付税措置） ・個別の施策分野における財政措置（病診連携等による地域医療の確保に要する経費（上限1,000万円）について、8割を特別交付税措置）等 			
変更のポイント	平成23年度事業では、各定住自立圏の特性をいかした雇用創出の取組について、新たな調査を実施。			
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○「定住自立圏」地域創富力高度化調査事業 総務省が提案募集し、定住自立圏構想に取り組む市町村が応募。当該応募を受け、総務省が提案を評価し、委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業開始。委託事業終了後、委託先団体が平成24年3月末までに総務省に委託事業の実績を報告。 ○地方財政措置 定住自立圏構想に取り組む市町村が定住自立圏共生ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づく事業を実施。当該事業の実施に要する経費につき、市町村からの報告数値等に基づき、特別交付税措置等の地方財政措置を実施。 			
備考	—			
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	TEL : 03-5253-5391 FAX : 03-5253-5537 URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html		

総務省 4

施策名	アドバイザー（外部専門家）招へい事業	予算額(百万円)	—																												
		区分(新規・継続・変更)	継続																												
根拠法令等	—																														
概要	市町村が、地域力の創造のために外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。																														
対象者	市町村																														
対象事業	地域活性化に取り組む民間専門家や先進市町村で活躍している職員等の外部専門家をデータベース化した総務省「地域人材ネット」（ http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html ）を活用し、地域力の創造のために外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組。																														
支援内容	<p>○外部専門家を年度内にのべ10日以上活用することに要する経費（旅費、謝金（報償費）。先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。）を特別交付税の算定対象とする。</p> <p>○1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間（1市町村につき1回に限る。）の財源手当とする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">外部専門家活用区分</th> <th rowspan="2">財政力指数 全国平均</th> <th colspan="3">上限額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>初年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 民間専門家等活用</td> <td>平均以下の市町村</td> <td>5,600</td> <td>3,500</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>平均超の市町村</td> <td>2,800</td> <td>1,750</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 先進市町村職員 (組織)活用</td> <td>平均以下の市町村</td> <td>2,400</td> <td>1,500</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>平均超の市町村</td> <td>1,200</td> <td>750</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(財政力指数全国平均:平成21年度(3カ年平均値)0.55)</p>					外部専門家活用区分	財政力指数 全国平均	上限額 (千円)			初年度	第2年度	第3年度	1 民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050	2 先進市町村職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900	平均超の市町村	1,200	750	450
外部専門家活用区分	財政力指数 全国平均	上限額 (千円)																													
		初年度	第2年度	第3年度																											
1 民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100																											
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050																											
2 先進市町村職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900																											
	平均超の市町村	1,200	750	450																											
変更のポイント	—																														
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>①地方公共団体が、アドバイザー（外部専門家）招へい事業（地方単独事業）を実施。</p> <p>②地方公共団体が、特別交付税措置の対象となる経費について、特別交付税基礎数値として総務省に報告。</p> <p>③総務省が、報告された特別交付税基礎数値をもとに特別交付税措置。</p>																														
備考	—																														
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	TEL : 03-5253-5394 FAX : 03-5253-5537 URL : http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html																													

総務省 5

施策名	地域力創造のための起業家定住促進モデル事業	予算額(百万円)	62								
		区分(新規・継続・変更)	新規								
根拠法令等	—										
概要	<p>1. 外部専門家活用事業 市町村に対して、それぞれの課題解決に適した外部専門家を派遣するなどにより、当該市町村のモデル的取組を支援することを通じ、外部専門家を活用するにあたってのノウハウの調査・分析を行い、他市町村への普及を図る。</p> <p>2. 外部専門家紹介事業 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員を紹介し、地域活性化に必要な外部専門家の活用を支援。 ○地域人材ネットの運営 地域活性化に取り組む民間専門家や先進市町村で活躍している職員等の外部専門家をデータベースに登録し、総務省ホームページに公表する。 (総務省「地域人材ネット」http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html) ○地域力創造セミナーの開催 「地域人材ネット」登録者が講師となり、活力ある地域づくりや課題解決に取り組む各地方公共団体のノウハウ蓄積、人材育成等を支援するとともに、参加者同士のネットワーク構築の場を提供するために実施。</p>										
対象者	市町村										
対象事業	<p>上記1. については、 外部専門家の活用により地域の活性化に資する事業を対象事業とする。</p> <p>○派遣市町村選定の条件は、以下の3点を満たすもので、他の市町村のモデルとなる取組。 ①外部専門家の現地指導が10日以上計画されていること ②全庁的に支援・推進できる体制を構築すること ③取組成果発表等の情報共有についての当省からの要請に応ずることができること</p> <p>○優先される取組は、以下のとおり。 ①地域おこし協力隊員との協働を考慮するもの ②住民・地域団体・行政等幅広い横断的な取組を目標とするもの ③人口の社会増の効果が高いもの</p>										
支援内容	<p>上記1. については、 ○外部専門家派遣に係る旅費、謝金等のほか資料作成費や会議費など、外部専門家活用に係る経費で適正と認められるものについて、下表の限度額内において支出。 ○事業期間は単年度とする。</p> <p><支援限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アドバイザー区分</th> <th>財政力指数による区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">民間の専門家</td> <td>財政力指数が全国市町村平均以下の対象市町村</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>財政力指数が全国市町村平均を超える対象市町村</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※財政力指数の全国市町村平均 = 0.55 (平成19年度～21年度平均)</p>			アドバイザー区分	財政力指数による区分	限度額	民間の専門家	財政力指数が全国市町村平均以下の対象市町村	500万円	財政力指数が全国市町村平均を超える対象市町村	250万円
アドバイザー区分	財政力指数による区分	限度額									
民間の専門家	財政力指数が全国市町村平均以下の対象市町村	500万円									
	財政力指数が全国市町村平均を超える対象市町村	250万円									
変更のポイント	—										
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>上記1. については、 ① 派遣希望市町村の募集。 ② 総務省による書類選考、応募市町村に対するヒアリングの実施。 ③ 総務省による派遣対象市町村・外部専門家の選考・個別協議。 ④ 派遣対象市町村・外部専門家の決定。 ⑤ 派遣対象市町村と外部専門家の協議による年間事業計画の作成。 ⑥ 市町村における事業の実施。 ⑦ 市町村が、支援対象となる経費の実績額を事務局(請負業者)へ報告。 ⑧ 事務局(請負業者)は、報告された実績額を市町村へ支払う。</p>										
備考	—										
連絡先	<p>総務省</p> <p>地域力創造グループ</p> <p>地域自立応援課</p>	<p>TEL : 03-5253-5394</p> <p>FAX : 03-5253-5537</p> <p>URL : http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html</p>									

総務省 6

施策名	地域おこし協力隊事業	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体が3大都市圏等から都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援等の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組を支援(特別交付税措置)。		
対象者	都道府県、市町村		
対象事業	<p>○ 「地域おこし協力隊員」とは、以下に該当する者をいう。</p> <p>① 地方公共団体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者。</p> <p>② ①の委嘱に当たり、地方公共団体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。</p> <p>③ 地域協力活動を行う期間は、概ね1年以上3年以下であること。</p> <p>④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者。したがって、同一市町村内において移動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、原則として含まれない。</p> <p>※ 委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じた弾力的な対応で差し支えない。</p> <p>○ 「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に資する活動をいい、概ね以下に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方公共団体が自主的な判断で決定するものである。</p> <p><地域協力活動の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業への従事等 ・水源保全・監視活動(水源地の整備・清掃活動等) ・環境保全活動(不法投棄パトロール、道路等の清掃等) ・住民の生活支援(見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等) ・地域おこし支援(地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援、都市との交流事業、教育交流事業実施の応援、地場製品の販売その他地産地消の推進のための取組の応援) 		
支援内容	<p>地方公共団体が地域おこし協力隊に取り組む場合の財政支援については、報償費など、概ね次に掲げる経費が必要となることを踏まえ、地域おこし協力隊員1人あたり350万円(報償費等は200万円、その他の経費は150万円)を上限として、特別交付税措置。</p> <p><必要経費の例></p> <p>○ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部における募集・PR費 ・職員旅費 ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等 <p>○ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費等 ・住居、活動用車両の借上費 ・活動旅費等移動に要する経費 ・作業道具・消耗品等に要する経費 ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費 ・隊員の研修受講に要する経費 等 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>① 地方公共団体が、地域おこし協力隊事業(地方単独事業)を実施。</p> <p>② 地方公共団体が、特別交付税措置の対象となる経費について、特別交付税基礎数値として総務省に報告。</p> <p>③ 総務省が、報告された特別交付税基礎数値をもとに特別交付税措置。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>総務省</p> <p>地域力創造グループ</p> <p>人材力活性化・連携交流室</p>	<p>TEL : 03-5253-5394</p> <p>FAX : 03-5253-5537</p> <p>URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_okoshi.html</p>	

総務省 7

施策名	過疎地域等自立活性化推進交付金	予算額(百万円)	504
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	予算補助		
概要	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するため、前年度までの同名のソフト事業に係る交付金及び施設整備に係る過疎地域集落等整備事業費補助金を統合・メニュー化し、ソフト事業・ハード事業一体的に過疎地域の活性化への取組を支援するもの。		
対象者	過疎地域市町村等		
対象事業	<p>1 過疎地域等自立活性化推進事業 先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興(スモールビジネス振興) ・生活の安心・安全確保対策 ・集落の維持・活性化対策 ・移住・交流・若者の定住促進対策 ・地域文化伝承対策 ・環境貢献施策の推進 <p>2 過疎地域集落再編整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住促進団地整備事業 ・集落等移転事業 ・季節居住団地整備事業 ・定住促進空き家活用事業 <p>3 過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助</p>		
支援内容	<p>交付率等</p> <p>1 過疎地域等自立活性化推進事業 : 定額 1事業につき1,000万円</p> <p>2 過疎地域集落再編整備事業 : 交付率 1/2以内</p> <p>3 過疎地域遊休施設再整備事業 : 交付率 1/3以内</p>		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>スケジュール(予定)</p> <p>1 過疎地域等自立活性化推進事業</p> <p>4月下旬~5月下旬 評価委員による評価</p> <p>6月上旬 選定・内示</p> <p>7月~ 事業実施</p> <p>~3月 実績報告</p> <p>2 過疎地域集落再編整備事業 及び 3 過疎地域遊休施設再整備事業</p> <p>4月上旬 補助内示</p> <p>6月~ 事業実施</p> <p>~3月 実績報告</p>		
備考	-		
連絡先	総務省 自治行政局過疎対策室	TEL : 03-5253-5536 FAX : 03-5253-5537 URL :	

総務省 8

施策名	地方分権振興交付金	予算額(百万円)	210
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方自治法施行60周年記念貨幣の発行を契機として、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、交付金を交付するもの。		
対象者	「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県		
対象事業	(1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業 (2) その他の地方自治の進展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業		
支援内容	①記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業 ②地方自治の進展との地方自治法施行60周年記念貨幣の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業 に要する経費の一部に対し、1団体当たり3,500万円(記念貨幣発行枚数10万枚)を目途とし、発行実績に応じて交付。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	地方分権推進交付金の支援手続の概要は、以下のとおり。 ①財務大臣が各年度における記念貨幣発行都道府県を決定する。 ②閣議により記念貨幣の図柄等を決定する。 ③記念貨幣が発行される。 ④都道府県が総務大臣に交付金の交付申請をする。 ⑤総務大臣が④の申請をした都道府県に対し、交付決定をする。 ⑥事業完了後、⑤の決定を受けた都道府県は事業実績報告書を総務大臣に提出する。 ⑦総務大臣は交付決定の内容と事業の実施結果を審査し、交付額を確定し、事業者に通知する。 ⑧総務大臣は、事業者に対し交付金を交付する。		
備考	—		
連絡先	総務省 自治行政局行政課	TEL : 03-5253-5510 FAX : 03-5253-5511 URL :	

総務省 9

施策名	情報通信利用環境整備推進交付金	予算額(百万円)	2,400
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、教育・医療等の公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。		
対象者	交付先：市町村等		
対象事業	公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンドサービスを提供するための施設及び設備を設置する事業（条件不利地域を含む地域において事業を行うものに限る。）が対象。		
支援内容	交付対象経費の3分の1に相当する額の交付金を予算の範囲内において対象となる市町村に交付する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体が電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）に基づく実施計画を作成。</p> <p>②地方公共団体が実施計画の認定申請をし、総務大臣が計画を認定。</p> <p>③地方公共団体が認定を受けた実施計画に基づく超高速ブロードバンド整備についての補助金交付申請を総務大臣に行い、審査を経て総務大臣が交付決定を行う。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>総務省 TEL：03-5253-5867</p> <p>総合通信基盤局電気通信事業部 FAX：03-5253-5868</p> <p>事業政策課 URL：</p> <p>高度通信網振興課</p>		

総務省 10

施策名	携帯電話等エリア整備事業	予算額(百万円)	5,800
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	電波法第103条の2第4項第8号		
概要	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県(実施主体は過疎地等条件不利地域である市町村) ・ 無線通信事業者 		
対象事業	携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、市町村又は無線通信を行う電気通信事業者若しくは一般社団法人等(以下「無線通信事業者等」という。)が行うもの		
支援内容	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象者が各総合通信局等に連絡し、関係団体と調整の上、要望を行う。 ② 各総合通信局等から補助対象となる旨を内示。 ③ 対象者が各地方総合通信局等へ申請書を提出。通知を受け、工事等を開始。 ④ 事業終了後、実績報告を各総合通信局へ提出し、額の確定を受け、補助金が精算払いされる。 		
備考	-		
連絡先	総務省総合通信基盤局電波部 移動通信課	TEL : 03-5253-5894 FAX : 03-5253-5946 URL : http://www.tele.soumu.go.jp/i/svs/fees/purpose/keitai/index.htm	

総務省 1 1

施策名	新世代通信網テストベッド(JGN-X)構築事業	予算額(百万円)	3,209
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>新世代ネットワークの実現に不可欠な要素技術の研究成果を統合し大規模な試験ネットワークとして構築することにより、新世代ネットワークの実証・評価を実施し、新世代ネットワークのシステム基盤技術を確立する。また、試験ネットワークを技術評価環境(テストベッド)として広く産学官に開放し、新しいアプリケーションのタイムリーな開発を促進する。さらに、海外の研究機関(米国、欧州等)との接続により、戦略的な国際共同研究・連携を推進し、国際競争力の強化を図りつつ、更なる経済成長を実現する。これらテストベッドを提供し、新たなネットワークサービスとともに利用いただくことで、新たなアプリケーション、新たな市場を創造する。</p>		
対象者	大学、事業者等		
対象事業	新世代ネットワーク技術及びその利活用技術に関する研究開発を行う事業を対象にテストベッドを開放する。		
支援内容	北海道から九州にいたる広域なテストベッドを享受できる環境を提供し、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術に関する研究開発を支援する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・本テストベッドは、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術の研究開発目的の利用に対して無償で提供するもの。 ・詳細な利用の手続きについては、「http://www.jgn.nict.go.jp/」参照。 		
備考	—		
連絡先	<p>総務省 TEL : 03-5253-5724 情報通信国際戦略局技術政策課 FAX : 03-5253-5732 URL :</p>		

総務省 1 2

施策名	テレワーク普及推進プロジェクト	予算額(百万円)	76
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	総務省設置法第4条第76項		
概要	我が国におけるテレワークの本格的な普及を図り、全国の民間企業・地方自治体等のテレワーク普及展開を加速化するため、在宅型テレワークを中心として、その導入に向けた課題を幅広く調査・抽出し、その課題に対応した情報通信技術面及び運用面での解決方を明らかにするとともに、ICT技術・利活用方法の分析・実証を実施。		
対象者	民間企業、地方自治体等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク事例調査・ヒアリング ・ テレワークシステム提供状況調査 ・ テレワーク未導入企業意向調査 ・ 調査結果を踏まえたテレワーク普及推進の課題の抽出 ・ 課題を解決する普及推進方策案の提言 ・ 普及推進方策の実地検証 ・ テレワークのさらなる普及推進方策の検討 ・ 海外事例調査 		
支援内容	テレワーク普及推進に向けて企業・地方公共団体等に関する調査研究を実施し、在宅型テレワーカーを中心に、テレワーク導入の効果事例（テレワークによるM字カーブ改善データ、離職者数減少データ等の実例等）収集・分析を実施し、テレワークに対するニーズの明確化、普及推進に向けた課題の抽出を行い、テレワークのさらなる普及方策の検討を行うものである。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年5月下旬 開札・契約 ・ 平成23年5月下旬～ 全国でテレワーク事例調査等を開始 ・ 平成24年3月 テレワーク事例調査等取りまとめ ・ 平成24年4月～ テレワーク普及推進方策の実施 		
備考	—		
連絡先	総務省 情報流通高度化推進室	TEL : 03-5253-5751 FAX : 03-5253-5752 URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm	

総務省 13

施策名	地域情報化アドバイザー派遣体制の整備	予算額(百万円)	2,550の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	総務省設置法第4条第65号		
概要	地域の要請に基づき、総務省からの委嘱を受けた地域情報化アドバイザーを派遣し、当該地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から助言する。「一次産業・地場産業の振興」「テレワークによる雇用活性化」「ICTを活用した観光振興」など、地域の要請に応じて適切な地域情報化アドバイザーを派遣。		
対象者	都道府県、市町村等		
対象事業	都道府県、市町村等の情報化に関する事業全般		
支援内容	地域情報化アドバイザー派遣に係る旅費及び謝金		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>申請手続は、以下のとおり。</p> <p>①地域情報化アドバイザー派遣に係る運営事務局に対し、派遣依頼書を提出 ②運営事務局から申請団体へ派遣される地域情報化アドバイザーの候補を提示 ③申請団体が希望する地域情報化アドバイザーを選定し、両者間で日程等の調整 ④地域情報化アドバイザーの派遣 ⑤申請団体から運営事務局へ実施報告書の提出 ⑥運営事務局から派遣された地域情報化アドバイザーへ謝金及び旅費の支払い</p> <p>※平成23年度の運営事務局については、今後選定予定</p>		
備考	—		
連絡先	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	TEL : 03-5253-5756 FAX : 03-5253-5759 URL :	

総務省 14

施策名	地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	予算額(百万円)	35,256
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	電波法第103条の2第4項		
概要	2011年(平成23年)7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、残された期間で国民に円滑にデジタル放送に移行していただく観点から、アナログ放送終了のための最終体制の整備、地デジ受信のための支援策の集中的実施、低所得世帯への受信機器支援等、必要な環境整備・支援を実施。		
対象者	都道府県、市町村、放送事業者、共聴施設の管理者 等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル中継局の整備に対する支援 ・ 共聴施設のデジタル化の支援 ・ 地デジコールセンターの運営 ・ 全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等 ・ 高齢者・障がい者等を中心としたきめ細かなサポートの実施 ・ 新たな難視対策 ・ 暫定的な衛星利用による難視聴対策 ・ 低所得世帯への地デジチューナー等の支援 ・ デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進 等 		
支援内容	<p>①デジタル中継局を整備する者(都道府県、市町村、放送事業者等)に対し、その費用の一部を補助(補助率:1/2、2/3)。</p> <p>②辺地共聴施設の改修・新設等を実施する者(市町村又は施設の設置者)に対し、その費用の一部を補助(補助率:1/2、2/3、定額)。</p> <p>③以下の事業の実施主体(各民間法人)に対し、当該事業に必要な経費を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地デジコールセンターを運営。 ・ 受信相談・現地調査等、受信障害対策共聴施設・共同住宅共聴施設向け助成金の交付業務、地デジ難視対策衛星放送等を実施。 ・ NHK受信料全額免除世帯又は市町村民税非課税世帯に対する簡易チューナーの無償給付等を実施。 <p>④デジアナ変換を導入するケーブルテレビ事業者に対し、その費用の一部を補助(補助率:2/3)。</p>		
変更のポイント	低所得世帯への地デジチューナー等の支援を拡充。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①・②について</p> <p>1月 総務省が支援の第1次要望調査を実施。</p> <p>4月 総務大臣が補助金の交付を決定し、工事業者等が工事を開始(予定)。</p> <p>以降、総務省が計画的に要望調査等を実施(予定)。</p> <p>③について</p> <p>4月1日 総務大臣が補助金の交付を決定。</p> <p>以降、各事業の実施主体(各民間法人)が当該事業を開始。</p> <p>④について</p> <p>1月 総務省が支援の要望調査を実施。</p> <p>4月 総務大臣が補助金の交付を決定し、工事業者等が工事を開始(予定)。</p>		
備考	—		
連絡先	総務省 情報流通行政局地上放送課	TEL : 03-5253-5791 FAX : 03-5253-5794 URL :	

総務省 15

施策名	消防防災施設整備費補助金	予算額(百万円)	910
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等における耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助する。		
対象者	市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象施設 ①耐震性貯水槽 ②備蓄倉庫 ③防火水槽(林野分) ④林野火災用活動拠点広場 ⑤活動火山対策避難施設 ⑥画像伝送システム(施設分) ⑦広域訓練拠点施設 ⑧高機能消防指令センター総合整備事業 ⑨救急安心センター等整備事業 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○補助率 総務大臣が定める基準額の1/3、1/2 (一部過疎地域や離島地域等の嵩上げ(5.5/10)) 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。 ② 総務省と都道府県において補助金の充当を協議。 ③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。都道府県は市町村に配分を連絡。 ④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。 ⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切と認められた場合に交付決定を行う。 		
備考	—		
連絡先	消防庁 消防・救急課	TEL : 03-5253-7522 FAX : 03-5253-7532 URL : http://www.fdma.go.jp/	

総務省 16

施策名	緊急消防援助隊の充実強化	予算額(百万円)	4,897
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	消防組織法第45条 消防組織法第49条第2項、緊急消防援助隊に関する政令第6条		
概要	地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、出動する緊急消防援助隊の活動体制を確保するために、必要な地方公共団体の設備の整備を促進する。		
対象者	緊急消防援助隊を構成する部隊を設置する市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び救助消防ヘリコプター等については地方公共団体		
対象事業	○ 補助対象設備 ・ 緊急消防援助隊に係る資機材及び車両等		
支援内容	○ 補助率 ・ 総務大臣が定める基準額の1/2		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。 ② 総務省と都道府県において補助金の充当を協議。 ③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。 都道府県は市町村に配分を連絡。 ④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。 ⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切と認められた場合に交付決定を行う。 ⑥ 市町村は補助金の交付を受けて整備した設備について、緊急消防援助隊に登録。</p>		
備考	大規模地震等に対応するため平成15年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法制化され、緊急消防援助隊に係る基本計画に基づいて整備される車両等については国が補助するものとされた。(消防組織法第49条)		
連絡先	総務省消防庁 消防・救急課財政係 応急対策室広域応援企画係	TEL : 03-5253-7522、7527 FAX : 03-5253-7532、7537 URL : http://www.fdma.go.jp/	